

社 労 連 第 212 号
令和 4 年 4 月 11 日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

雇用保険制度に関する周知について

謹啓 平素は当連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、今般、厚生労働省職業安定局雇用保険課長補佐から別添のとおり周知依頼がございました。

つきましては、貴職におかれましては、業務ご多忙の折大変恐縮ではございますが、本件につき会員の皆様への周知を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件は連合会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しておりますことを申し添えます。

謹 白

(担当：業務部企画・広報課 企画係)

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 31 日

全国社会保険労務士会連合会 御中

厚生労働省職業安定局
雇用保険課長補佐（業務担当）

雇用保険制度に関する周知について

日頃から、雇用保険制度の運営に当たりまして、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 12 号）が公布され、令和 4 年 4 月 1 日から適用となることから、厚生労働省では周知に努めています。

つきましては、貴連合会の御理解を賜りますとともに、各都道府県社会保険労務士会、委託事業主等への周知方を賜りますようお願い申し上げます。

記

令和 4 年度の雇用保険料率について、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 12 号）により、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの雇用保険料率については、次のとおりとなりました。

(1) (2) 及び (3) 以外の事業

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間 1,000 分の 9.5

令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間 1,000 分の 13.5

(2) 次のイ～ハに掲げる事業

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間 1,000 分の 11.5

令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間 1,000 分の 15.5

イ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業（園芸サービスの事業を除く。）

ロ 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業（牛馬の育成、酪農、養鶏又は養豚の事業及び内水面養殖の事業は除く。）

ハ 清酒の製造の事業

(3) 土木、建設その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの間 1,000 分の 12.5

令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間 1,000 分の 16.5

なお、厚生労働省では、周知資料【別添 1】のハローワーク窓口等での配布や厚生労働省ホームページへの掲載などにより、周知を図ることとしています。